

令和4年度介護保険施設等の指導監査結果

第1章 指導監査の方針

1 指導監査の意義と目的

介護サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供し、サービスの内容を自ら評価し、サービスの質の向上に努めることとされています。

対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、市では、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条及び盛岡市介護保険施設等指導監査実施要綱（平成24年3月30日市長決裁）、その他関係法令の規定に基づき指導を実施しています。

指導の方法としては、介護サービス事業所において、原則、実地により行う運営指導（令和4年度から名称が変わりました。）、一定の場所において講習等の方法で行う集団指導があります。

2 指導監査実施の経緯

地域密着型サービス事業者については、市町村が地域密着型サービス事業所の指導・監督を行うこととされているため、平成19年度から市において実地による指導を実施しております。

介護保険施設等の指導及び監査に係る権限については、平成24年4月1日から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年政令第376号）に基づき、介護保険サービス事業者等への報告の命令及び立入検査等の権限が岩手県から盛岡市に移譲され、令和4年度が11年目となります。

3 指導監査の実施方針

指導は、盛岡市介護保険施設等指導監査実施要綱に定める基準に従うとともに、併せて、介護保険施設等の指導監督について（通知）（令和4年3月31日付け老発0331第6号）及び介護保険施設等運営指導マニュアルについて（通知）（令和4年3月31日付け老発0331第7号）に基づき、よりよいケアの実現に向けた高齢者虐待防止・身体拘束禁止等の制度理解や取組み、ケアプランを含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供等を踏まえた運営指導、及び不適正な請求の防止のための報酬請求指導に重点を置き、計画的かつ効率的に実施しております。

指摘に当たっては、各事業者の自主的な運営方針を尊重し、表面的な指摘にとどまらず、問題の発生原因及び改善方策を明らかにするとともに、継続的な指導を行う中で事業者並びに事業の自主的な改善が図られるよう、より具体的な助言・指導を心がけております。

参考：指導内容の区分

文書指摘	施設、事業所等の運営上重要と認められるものや、不適切な処理でその及ぼす影響が大きいものについて文書で結果の通知を行い、指摘事項に係る改善又は是正の状況について、期限（概ね30日以内）を付して報告書により求めるものです。
口頭指導	文書指摘以外の不適切な処理で、自主的な改善又は是正を促し、次回の立入指導等の際に確認を行うものです。口頭指導についても文書で結果の通知を行いますが、改善状況等について報告書での提出は必要ありません。

4 令和4年度介護保険施設等指導監査重点事項

令和4年度指導監査の重点事項は以下のとおりです。

(1) 適切な利用者サービスの確保

高齢者虐待防止、身体的拘束等の適正化の観点から、虐待や身体的拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取組の促進について指導を行うとともに、高齢者虐待防止等に当たっては、個々の利用者ごとの居宅サービス計画等に基づいたサービス提供を含む一連のケアマネジメントプロセスの重要性について理解を求めるためのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントと居宅サービス計画等の作成等が適切に行われ、個別ケアの推進によって尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう指導する。

ア 高齢者虐待や身体的拘束についての認識を十分に持ち、防止に向けた取組がなされているか。また、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じているか。

イ 利用者の生活支援のためのアセスメントと利用者ごとのニーズに対応した居宅サービス計画等の作成が適切に行われ、個別ケアの推進により、日常の生活場面において、個々の利用者の尊厳を支えるケアを提供しているか。

ウ 火災発生の未然防止、初期消火、避難等の防火安全対策及び水害・土砂災害、地震等を含む非常災害対策に努めているか。また、有効な避難訓練を定期的実施しているか。

エ 苦情、事故、食中毒及び新型コロナウイルスを含む感染症等の発生を未然に防止するため、又は発生した場合において、適切な対応が取られているか。

(2) 適正な事業運営及び報酬請求

介護報酬及び各種加算等について、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別居宅サービス計画等に基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているか等、届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについては、是正を指導する。

ア 介護報酬及び各種加算等について、介護報酬算定に関する告示等を適切に理解した上で、

必要な体制が確保され、適正に請求されているか。

イ 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の員数、資格を満たしているか。

ウ 職員の資質向上を図るため、各種研修への参加の機会を計画的に確保しているか。

第2章 指摘事項の概要

1 指摘事項の概要【令和4年度】

(1) 所管事業所数及び指導監査実施数 ※所管事業所数は令和4年4月1日時点

サービス種別	所管 事業所数	実施事業所数		
		運営指導	監査	合計
1 居宅サービス	1,081	59	0	59
訪問介護	121	12	0	12
訪問入浴介護	2	0	0	0
訪問看護	129	0	0	0
訪問リハビリテーション	86	0	0	0
居宅療養管理指導	413	0	0	0
通所介護	83	19	0	19
通所リハビリテーション	39	0	0	0
短期入所生活介護	35	8	0	8
短期入所療養介護	13	0	0	0
特定施設入居者生活介護	14	5	0	5
福祉用具貸与	19	0	0	0
特定福祉用具販売	19	0	0	0
居宅介護支援事業所	108	15	0	15
2 介護保険施設サービス	36	6	0	6
介護老人福祉施設	22	6	0	6
介護老人保健施設	9	0	0	0
介護療養型医療施設	3	0	0	0
介護医療院	2	0	0	0
3 地域密着型サービス	117	10	0	10
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	62	10	0	10
認知症対応型通所介護	6	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	10	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	29	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	0	0	0

看護小規模多機能型居宅介護	3	0	0	0
計	1,234	75	0	75

(2) 運営指導実施事業所指摘数 (75事業所)

項目		運営指導 事業所数	割合
文書指摘・口頭指導【あり】の施設数		66	88.0%
(内訳)	文書指摘のみ	5	6.7%
	口頭指導のみ	30	40.0%
	文書指摘及び口頭指導	31	41.3%
文書指摘・口頭指導【なし】の施設数		9	12.0%

<指摘事項の内容及び件数> 運営指導(実地)事業所分

	文書指摘	口頭指導	合計件数	割合
I 基本方針関係	0	0	0	0.0%
II 人員基準関係	0	0	0	0.0%
III 設備基準	0	0	0	0.0%
IV 運営基準	48	137	185	88.1%
内容及び手続の説明並びに同意	2	45	47	22.4%
居宅介護支援事業者等との連携	1	0	1	0.5%
利用料等の受領	0	2	2	1.0%
サービスの具体的取扱方針	1	4	5	2.4%
介護計画の作成	17	11	28	13.3%
運営規程	0	25	25	11.9%
勤務体制の確保	0	20	20	9.5%
定員の遵守	3	0	3	1.4%
衛生管理等(感染症対策)	0	2	2	1.0%
秘密の保持等	1	11	12	5.7%
事故発生時の対応	7	1	8	3.8%
非常災害対応	15	9	24	11.4%
食事の提供	0	1	1	0.5%
身体拘束	0	2	2	1.0%

運営推進会議	1	4	5	2.4%
V 変更届出	0	0	0	0.0%
VI 報酬請求	14	11	25	11.9%
過誤調整を要する事項	14	0	14	6.7%
過誤調整を要さない事項	0	11	11	5.2%
合計件数	62	148	210	100.0%

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。